

戦没者のご遺骨の帰還の在り方に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年五月三十日

川田龍平

参議院議長 山崎正昭殿



戦没者のご遺骨の帰還の在り方に関する質問主意書

一 海外での戦没者のご遺骨について、洗骨のみで焼骨せずに国内に持ち込んだ例はあるか。

二 現地における焼骨は、どのような法的根拠に基づくのか。また政府内においてどのような経緯で取り決めたものなのか。遺族団体の了解をいつどのように取り付けたのか。

三 現在、わが国では、洗骨のみで焼骨せずにご遺骨を国内に持ち込むことに対して防疫の観点からどのような規制があるか。

四 フィリピン、ミャンマー、ベトナム、ロシアにおいて、日本人であることが明らかなご遺骨を焼骨せずに持ち出すことに対し、現地ではどのような規制があるか、政府の承知するところを示されたい。

五 同様に、外国の方のものであることが明らかなご遺骨を日本から海外へ持ち出す場合には、どのような規制があるか。

右質問する。

